

管理に係る重要事項調査ご依頼者の皆様へ

高光トラスト株式会社
愛知県名古屋市中区古渡町 18 番 8 号
適格請求書発行事業者登録番号
T3180001041956

管理に係る重要事項調査報告書等の作成手数料に関する
インボイス対応について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます

さて、2023 年 10 月 1 日から開始された消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における管理に係る重要事項調査報告書等の発行手数料につきまして、下記弊社対応方針をご案内申し上げます。

敬具

記

1. 重要事項調査報告書等作成手数料の領収書・請求書の発行はいたしません。作成手数料の振込明細票をもって領収書に代えさせていただきます。
2. 振込明細票と補足資料の組み合わせをもって、発行手数料の適格請求書といたします。
3. 振込明細票におけるインボイスの要件を満たす補足資料を、次ページにご用意しておりますので、保存をお願いいたします。

4. 適格請求書補足資料について

【適格請求書記載要件と振込明細票、補足資料の対応表】

- | | |
|---------------------------|----------------|
| ①適格請求書発行事業者の名称および登録番号 | : 補足資料参照 |
| ②取引年月日 | : 振込明細票の振込日参照 |
| ③取引内容 | : 補足資料参照 |
| ④税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率 | : 振込明細票と補足資料参照 |
| ⑤税率ごとに区分した消費税額等 | : 補足資料参照 |
| ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名または名称 | : 振込明細票の振込人名参照 |

以上

適格請求書補足資料（管理に係る重要事項調査報告書等の作成手数料）

弊社は、管理に係る重要事項調査報告書等の作成手数料に関して、領収書を発行いたしません。

弊社は、作成手数料の振込明細票と本補足資料をもって、作成手数料の適格請求書といたします。

発行者	高光トラスト株式会社	
発行者住所	愛知県名古屋市中区古渡町 18 番 8 号	
発行者の適格請求書 発行事業者登録番号	T3180001041956	
取引年月日	重要事項調査報告書作成手数料の振込明細票に記載された振込日を参照	
取引内容 (提供サービス及び 調査報告書作成手数料 内訳)	「重要事項調査報告書」を1部発行	
	発行書類	作成手数料
	「重要事項調査報告書」	10,000円
	税抜金額合計 (対象消費税率 10%)	10,000円
	消費税額 (消費税率 10%)	1,000円
	税込金額合計	11,000円
	「管理規約 (写)」を1部発行	
	発行書類	作成手数料
	「管理規約 (写)」	3,000円
	税抜金額合計 (対象消費税率 10%)	3,000円
	消費税額 (消費税率 10%)	300円
	税込金額合計	3,300円
	「重要事項調査報告書」及び「管理規約 (写)」を各1部発行	
	発行書類	作成手数料
	「重要事項調査報告書」	10,000円
「管理規約 (写)」	3,000円	
税抜金額合計 (対象消費税率 10%)	13,000円	
消費税額 (消費税率 10%)	1,300円	
税込金額合計	14,300円	
書類の交付を受ける 事業者の氏名または名称	重要事項調査報告書作成手数料の振込明細票に記載された振込人名を参照	